



Subclass 188 – Business Innovation & Investor (Provisional)

サブクラス 188 投資ビザ と 上級投資家ビザ(SIV) (暫定)

目的: 全体的に成功した経歴をお持ちで 55 歳未満の事業家・投資家が、移民省が指定する投資を 5 年間行うことを合意することによって申請できるビザであり、永住ビザへのステップとなる暫定ビザになります。
オーストラリア投資家ビザは「どの州に居住して、投資」するかをまず選択が必要で、1つの州のみ申請可能です。
188 ビザ発行 3 年後に要件を満たした際に永住ビザ(888) 申請が可能となります。
「暫定永住ビザ(188)」の間も永住者としての権利が付与されますが、国の健康保険加入はできません。

期間: 最長 5 年間

手順: 次の5つのステップになります。

1. 要件をみてポイントが 65 点と考慮できた場合、EOI 申請 (SIV はスキルセレクト免除)
2. EOI が認可されたあと 60 日以内にビザ申請
3. 州政府スポンサーシップ申請 永住希望州を選定し、州政府へスポンサーシップ申請
4. ビザ申請 ビザ申請に必要な書類を揃え、オーストラリア移民省へ申請
5. 州政府によって指定された投資手続ビザ審査において、発給の可能性が判明後、指定された投資手続を実施

< スキルセレクトについて > 上級投資家ビザはこのステップは免除で、まず州政府ノミネーション申請

ビジネスイノベーション&投資ビザは、ポイントテストで 65 点を満たす、と判断した際に意思表示を提示することで申請時期判定を待機する、という手順になります。これらの申請優先順位は移民省独自の選抜により申請順番を決定する(優先順位は移民省が決定) – 国の必要としている職業・投資から選出されるしくみとなります。

Register

(Expression of Interest: EOI) 第一段階として申請者は EOI を移民局に提出する必要があります。
この時点で申請者はビザ申請の合格ポイントに達している必要があります。(ポイント計算表は各ビザクラスに準じる)



Rank

移民局内部で優先順位などを検討する。



Invitation

移民局より該当者にはビザ申請できる招待状 (Invitation)を発行 ※この Invitation なしではその後に進むことはできません。



Application

- ① 州政府にスポンサー申請 居住予定州へスポンサー申請
- ② 移民局にビザ申請 州政府スポンサーが許可されていませんと申請できません

EOI の条件

EOI の有効期限は 2 年間になります。その間に招待状(Invitation)を取得し、Invitation 発行から 60 日以内にビザ申請を提出必要となります。

主に 2 つの種類があり、投資金額によって要件がこととなります

	上級投資家ビザ(SIV)	投資家ビザ
最低投資額	AUD500 万ドル	AUD250 万ドル
年齢制限(申請日)	なし	55 歳未満
ビジネスキャリア	なし	以下のどちらかの条件をビザ申請直前から 5 会計年度内に満たしている事。 1. 会計年度以上、適格事業の 10%以上の所有権を保有して、ビジネスを統括している。 又は 2. 申請前の過去 5 会計年度中1会計年度以上、AUD150 万ドル以上の資金を直接運用していること
ビジネス経験	なし	・優良な事業歴または投資歴を有すること ・過去に最低 3 年以上、直接的関与をもって適格な事業又は積極的な投資活動を行っていること
純資産	なし (ただし、めやすとして最低 AUD750 万ドル以上あることが要求される)	申請直前の過去 2 会計年度以上、ビジネス及び個人資産にて AUD250 万以上の資産を保有しており、オーストラリアに送金可能な事
最低必要な居住要件	投資期間 4 年のうち主申請者が年間 40 日×4 年 =最低 160 日以上 主申請者がこの要件が困難な場合、配偶者が年間 180 日以上×4 年 =最低 720 日以上	投資期間 4 年のうち主申請者が 2 年以上居住
4 年間の投資先	合計 500 万ドル 100 万ドル ベンチャーキャピタル 150 万ドル 認定されている投資運用ファンド(Managed fund) 250 万ドル 投資運用ファンド (Managed fund)	合計 250 万ドル 50 万ドル ベンチャーキャピタル 75 万ドル 認定されている投資運用ファンド (Managed fund) 125 万ドル 投資運用ファンド (Managed fund)
英語要件	なし 但し、IELTS4.5 満たない場合は(18 歳以上の家族)、2 回目の申請料金を支払う	
人物審査・健康診断	犯罪歴がなく健康であること	

＜ ビジネスイノベーション&投資ビザ ポイント表＞ 上級投資家ビザは対象外

詳細	ポイント	
年齢 18-24 25-32 33-39 40-44 45-54	20 30 25 20 15	
英語力 日常会話程度 (Vocational or higher) IELTS 5.0~ ビジネス英語以上 (Proficient or higher) IELTS 7.0~	5 10	
学歴 オーストラリアの学位取得(ディプロマ・学士)または認定される学士 ビジネス・科学・テクノロジーの学士	5 10	
ビジネス経験(ビジネスイノベーションカテゴリーのみ) 過去5年のうち4年以上 過去8年のうち7年以上	10 15	
投資経験 (インベスターカテゴリーのみ) 申請直前に適格な投資(事業または投資活動)として25万ドルを維持 最低4年以上 最低7年以上	10 15	
ビジネス純資産と個人資産合計 申請直前過去2会計年度維持 AUD 125万 AUD 175万 AUD 225万 AUD 275万	5 15 25 35	
ビジネス売上 申請直前過去4会計年度のうち2会計年度維持 AUD75万 AUD125万 AUD175万 AUD225万	5 15 25 35	
イノベーション(ビジネスイノベーションカテゴリーのみ) 1. 特許や登録デザインなど 2. トレードマーク 3. ジョイントベンチャー契約書にてマネジャーとして運営経験が最低1年以上 4. 輸出貿易売上が主事業において50%以上 5. 成長株企業(過去5年について) ・過去実績について3会計年度継続して20%以上の増収 ・過去3年のうち1会計年度以上最低10名以上の雇用 6. 主事業が以下のような資金提供をうけている ・自国政府機関よりスタートアップ企業支援として最低AUD1万ドル ・過去4年以内にベンチャーキャピタルより最低AUD1万ドル	15 10 5 15 10 10	
州政府 州政府による推薦 (州政府による推薦が取得できるかはそのビジネス内容や経歴に準じるため、事前に各州政府にご相談下さい。)	10	
合計(65点以上必要)		